

撰津国輪田荘の一考察

今 井 林 太 郎

一

撰津国八部郡にあった輪田荘の名が文献に初めて見えるのは、延久三年六月二十四日の太政官符である。この太政官符によると、輪田荘は正子内親王家領として、本免田五町と荘司五人・寄人十人の臨時雑役が免除せられている。⁽¹⁾正子内親王は後三条天皇の妹で、兄の後三条天皇が記録荘園券契所を設けて荘園の整理に積極的に取組まれたことは有名であるが、正子内親王家領である輪田荘も記録荘園券契所において、提出された本家文書および撰津国司の注文に基いて審査され、内親王家領としてその領有が確認されたのである。

当初は本免田僅か五町で「加納之作田」もない狭小な荘園であったが、その後次第に周辺の土地を取込んで荘域を拡大し、相当広大な荘園に発展した。所有者もいつのことか明らかでないが、正子内親王家から撰家の九条家に代り、九条家が建仁元年荘内を檢注させたところ、八十余町が付近の荘園によって押領されていたという。⁽²⁾荘の規模を示す具体的な史料はないが、そのうちの三十町はもと橘経遠という人物の相伝の所領であった。橘経遠は長治二年二月、八部郡宇治村にあった石重名の田畠三十町を右衛門督藤原宗通に寄進した。三十町の内訳は見作田が十三町三反半、見作畠が五町三反、荒が十一町三反半となっている。⁽³⁾しかも経遠は寄進にあたり、子々孫々に至るまで石重名の地主としてこの土地の管理権をもつという条件を付しているものであって、この寄進が当時一般に行われていた権門の権威によって国家への年貢課役を忌避しようとしたものであったことが知られる。三十町もの田畠を寄進した経遠は、恐らく八部郡の在地の豪族であったと思われる。

撰津守菅原在良は嘉承二年十二月に、経遠の寄進した田畠三十町を右衛門督藤原宗通家領として立券し、同時にこの土地の臨時雑役を免除している。⁽⁴⁾この場合経遠は石重名の地主として、免除された臨時雑役の代りに藤原宗通にながしかの課役を負担し、国衙へは従来通り所当官物

を納めることになるのであって、こうした土地を半不輪の地とよんでいる。国守菅原在良が石重名田畠の立券を命じた嘉承二年の序宣は、その後九条家に伝えられ、その端裏書に「輪田券」としてされていることから、橘経遠相伝の石重名がその時期は明らかでないが、やがて輪田莊に編入されたことが知られる。

橘経遠の長治二年の寄進状には三十町の田畠の坪付が示されているので、これによってある程度輪田莊の位置を推定することができる。その坪付は次の通りである。

七条二里十坪									
七条三里二十二坪	二十三坪	二十四坪	二十八坪	二十九坪	三十一坪	三十二坪	三十三坪		
七条四里六坪									
八条二里二十四坪									
八条四里一坪	二坪	十坪	十一坪	十二坪	十五坪	十六坪	十七坪	十八坪	十九坪
九条四里十九坪	二十坪	二十八坪	二十九坪	三十坪	三十一坪	三十二坪	三十三坪		
九条五里四坪	五坪	六坪	七坪	八坪	九坪	十坪	十七坪		
十条四里十三坪	二十四坪	二十五坪	二十六坪	三十五坪	三十六坪				
十条五里一坪	二坪	三坪	十坪	十一坪	十二坪	十三坪	十四坪	十五坪	二十二坪

八部郡の条里については、応保二年の年号のある条里断簡図が大正十年ごろ神戸市内の奥平野で発見され、それに基づいて喜田貞吉氏が『神戸市史』に詳細な研究を発表されている。応保二年といえども触れるように平清盛の命によって八部郡の検注が行われた年であり、条里断簡図は検注のさいに作製された図帳の一部であらう。この断簡図は写であるが、喜田氏は断簡図にある「七条奥山中谷上車里」とあるのを手懸りに、板宿の奥の車村を七条に比定し、それより順次東へ六条・五条と数え、田湊川、今の新開地筋を含む条を一条とし、ここを八部郡の条里の起点とされた⁵⁾。その後天坊幸彦氏は喜田氏の説の誤りを指摘し、断簡図の車里は東里の誤写であろうとし、七条を現平野浄水場を含む一帯に比定して、ここから東へ六条・五条と数え、条里の起点を西郷川にあるとされた⁶⁾。従って天坊説では今の新開地筋を含む条が九条ということにな

る。喜田説よりも天坊説の方がより説得的であるように思われる。

ところで天坊氏が七条二里と推定した里は南半分が海になっているが、橘経遠の寄進状によると、七条二里の南につらなる七条三里に六町六反半、七条四里に三反の田畠が存在している。海中に田畠があることは考えられないので、この点で天坊説は破綻をきたすことになる。そこで落合重信氏は天坊説の七条を六条とし、以下西に向って条数を一つづつ繰上げることによって、天坊説の欠陥が是正できるという説を提唱した。⁽⁷⁾ その場合、落合氏は八部郡の条里の起点を天坊説よりも一条西に移し、西灘と葺合両村の村境に求めている。なお落合氏は自説を裏付ける史料として、長田神社文書の正安元年十一月の寄進状を挙げている。この寄進状は左衛門少尉伴某が長田神社に法花転読料田として田地一段を寄進したときのものであるが、この一段の所在地について次のように記されている。

合 壹 段 者

在井門庄長田村拾壹条一里廿八坪内

四至 東限類地 南限類地
西限岸 北限荒野

この記載から長田村が十一条一里に属することが知られるが、長田村が十一条に所在するとすれば、それから東へ数えて旧湊川を含む条は八条、さらに一条隔てた平野浄水場を含む一帯は六条ということになり、落合氏の条数の数え方と一致する。

ところが落合説でもなお問題は残る。落合説を現在の地図の上にあてはめてみると、六条一里・同二里は地形とうまく合致するが、八条四里の南の大半が海岸線からはみ出してしまうのである。当時の海岸線は現在の海岸線よりかなり北に入りこんでいたはずであるから、四里はもちろんのこと、三里の一部すら海中に入ってしまう。同じことは七条の四里、九条の四里・五里、十条の五里についてもいえる。そこで落合氏は地形に合せるため、七条以下において、里を一つづつ北に繰上げて条里の復原図を作製せざるを得ないが、北に繰上げることの根拠を説明することは困難であるとして、その説明を後日に期していられる。⁽⁸⁾ 落合氏のいわれるように七条以下において里を一つづつ北に繰上げるとすれば、長田村のある里は十一条二里となり、さきにあげた正安元年十二月の伴某の寄進状の記載と合わなくなってくる。八部郡の条里の復原については今後の検討に待つかないが、橘経遠の寄進した石重名の田畠の所在は、その坪付によっておおよその位置の見当がつく。それは湊川神社から和田岬にかけての海岸地帯に散在していたことが知られる。従って石重名を含む輪田荘の位置もほぼそのあたりと考えて間違いないであ

ろう。

輪田荘が九条家の領有に移ったことはさきにも触れたが、九条兼実が元久元年四月、処分状を書いて、輪田荘を娘の宜秋門院任子に譲ったが、宜秋門院の没後は孫の道家に譲るよう指示している。⁽⁹⁾なお兼実の処分状では輪田荘は最勝金剛院の末寺光明院領とされているが、光明院には輪田荘から二十五石の年貢が進納されることになっている。⁽¹⁰⁾輪田荘が兼実の置文通りに宜秋門院から藤原道家に受けつがれたことは、建長二年十一月の九条道家の処分状に女院方よりの家領として輪田荘の名が見えることによって知られる。⁽¹¹⁾この道家の処分状によると、嫡子教実が父に先立って死んだため、教実の子忠家に輪田荘が譲られている。そしてこの処分状には輪田荘は報恩院領と注されているが、さきの光明院の場合と同様報恩院に年貢二十五石が進納されることになっている。⁽¹²⁾そして輪田荘は忠家のあとその子孫に伝領され、室町時代に及んでいる。

二

輪田荘のある摂津国八部郡は、平氏全盛時代には平氏の直轄領として支配せられていた。平清盛は仁安二〜三年ごろに福原に山荘を営み、さらに承安三年には大輪田泊に兵庫島を築造するなど、この地域を平氏の拠点として重視していた。このため清盛は応保二年安芸前司能盛を使者として八部郡を検注させたが、能盛は八部郡内にあった七カ所の荘園をことごとく検注して押領し、一郡全域が平氏の知行地とされてしまった。⁽¹³⁾七カ荘には輪田荘をはじめ、小平野荘・兵庫荘・井門荘・福原荘などが含まれていたが、平家滅亡の後、これらの荘園はそれぞれの本所に返付された。兵庫荘は八条院暲子を本所とする荘園であって、平頼盛が領家をつとめていたが、源頼朝は頼盛の母池禅尼に命を助けられた恩義に報いるため、平家領として没収することを避け、頼盛にその領有を認めた。⁽¹⁴⁾この兵庫荘は上荘・中荘・下荘に分かれ、兵庫三カ荘ともよばれていた。福原荘は平家没官領として接収されたあと、頼朝はこれを一条能保に嫁いだ彼の妹に他の平家没官領十九カ所とともに与えた。能保は妻の死後その所領二十カ所を子女に配分したが、⁽¹⁵⁾能保の娘が九条道家の母であった関係で、福原荘はその後一条家領として伝領されることになった。また井門荘についても、その後道家の所領となり、道家から忠家に譲られたことが、道家の処分状によって知られる。⁽¹⁶⁾

輪田荘・福原荘・兵庫荘は近接して存在し、しかも相互に所領が入り組んでいて複雑な関係が存在したようである。輪田荘が湊川神社から和田岬の沿岸地帯にかけて存在したことはさきにも触れた通りであるが、輪田荘を構成する橘経遠の寄進田畠坪付のなかに一部兵庫荘の土地が含

まれていた。七条三里二十八坪、同三十一坪、九条四里二十坪に「兵庫荘」と注記された土地が含まれている。¹¹⁷喜田貞吉氏は『神戸市史』のなかで、兵庫荘は主として妙法寺川の流域を占め、上は白川村・車村より妙法寺村・板宿村・大手村・野田村・駒ヶ林村に及び、その上流・中流・下流によって上荘・中荘・下荘とよび、北から南にかけて上・中・下の三カ荘がならんでいたようである、と述べていられる。果してそう考えてよいのであろうか。ここで少し兵庫荘の位置について考察を加えておきたい。

さきにあげた応保二年の「八部郡条里断簡図」のうち「七条奥山中谷上車里」と肩に注記のある里の二十一坪・二十二坪・二十三坪に「兵庫上荘」と記入されている。天坊幸彦氏は肩の注記によってこれを七条に属する里とされたのであるが、¹¹⁸落合重信氏はこの断簡図が写であり、注記の「車里」は天坊氏と同じように転写のさい「東里」とあるのを誤写したものと考えて、注記はこの里が七条奥山中谷上の東里であることを示したのであり、この里は六条に属すると解すべきであると主張される。¹¹⁹落合氏の六条説は、さきにあげた正安元年十一月の伴某の寄進による長田神社の法花転読料田が「井門荘長田村十一条一里」として記されていることから妥当なものと思われる。もしこの里の位置を六条とすれば、兵庫上荘は平野の浄水場のあたりということになるが、これには少し問題があるようだ。ところで兵庫中荘の位置については、建武四年の沙弥某の次の寄進状が手懸りとなる。

寄進 長田社田地事

合巻段者

兵庫中庄公文名内
拾式条式里拾坪弥七作

所奉寄進永代当社

(也仍如) 件

建武二年四月十六日

沙弥(花押)

十二条二里十坪といえ、現在の神戸市長田区の市民運動場の東側のあたりで、旧池田村の辺に兵庫中荘があったことが知られる。

次に兵庫下荘の位置であるが、下荘は室町時代には京都の若王子社の所領となっていた。將軍足利義満が応永七年五月二十二日若王子社に与えた安堵状には

若王子領撰津兵庫下庄塚

上者限神撫山峰
下者限乳子谷

撰津国輪田荘の一考察

と、その境界が示されている。兵庫下荘の上の堺である神撫山は、長田神社から北々西約一・二キロメートルほどにある鷹取山のことであり、下の堺乳子谷は、天神山の背後にあるいまの市後谷と考えられる。なお下荘の荘域が神撫山からさらに北に延びて車村・白川村まで及んでいたことは、正和四年十二月の白河・車の田島目録に「兵庫下御庄内白河車」とあることによっても知られる。^(補1)従って下荘は中荘よりも北にあったことになるが、正応二年七月、兵庫中荘の山野開発田島と荒野一所が妙法寺毘沙門大尊に寄進されて、燈油料にあてられ、この一所の地の西の境が「下荘堺」と書かれている。^(補2)このことから下荘の東に中荘があったようにも受け取れるが、南の堺は「神撫後」とあるので、中荘の一部が下荘に喰いこんでいたと考えられ、むしろ兵庫下荘の南に中荘があったとする方が自然であろう。従って兵庫荘は妙法寺川と荻藻川に挟まれた地域を占めていたと推定される。中荘が下荘の南にあるとすれば、常識的には北から南へ下荘・中荘・上荘とならんでいたとするのが自然であり、上荘は荻藻川の西の駒ヶ林・野田などを含んだ沿岸地帯ということになる。享祿二年の駒林図師職の宛行状に「兵庫上庄駒林」とあることは、^(補2)この推定を裏書きするものといえる。問題はさきの条里断簡図の七条奥山中谷上車里に「兵庫上荘」として三町の田島が記されていることである。上荘の飛地とも考えられなくはないが、少し離れ過ぎた感じがする。上荘はあるいは下荘の書き誤りであるかも知れない。これについては今後の検討に待ちたい。

兵庫荘の位置についてはこのくらいにして、次に福原荘の位置について述べておこう。喜田貞吉氏は『神戸市史』別録一で、平氏時代の福原とよばれる地域を考証し、それは湊川以東で、湊川以西に及ぶことはなく、奥平野・荒田・宇治野山あたりを指したと結論された。なお当時の湊川は川崎方面に流れ下る旧湊川の流路よりも西を流れ、石井からまっすぐ南流して海に注いでいたというのである。そして湊川が川崎方面に流路を変更するようになるのは、いまから四〇〇年ほど前、すなわち室町時代であったと考えられるとされている。福原荘は恐らくこの地域にあったと思われるが、江戸時代の史料である『元禄書上帳』には宇治野村・中宮村・花熊村・二ツ茶屋村・神戸村・生田村・北野村を福原荘としている。従って福原荘は東は旧生田川筋から西は湊川に至る地域にあったと考えられ、輪田荘の条里との重複を避けるとすれば、三条一里、四条一里・二里、五条一里・二里、六条一里・二里、七条一里・二里、八条一里・二里・三里あたりに広がっていたと推定される。

以上によって八部郡における輪田荘・福原荘・兵庫荘の配置がほぼ把握できるかと思う。

九条家領となった輪田荘はもとも半不輪の荘園で、国衙に対しては公事雑役だけが免除され、正税官物を納付する義務を負っていた。ところが建仁元年になって一円不輪の宣旨および院宣が下されて、正税官物も免除されることとなり、国衙の支配から完全に独立した所領となつた。²³⁾

九条家では輪田荘からの増収に大いに期待し、さっそく使者として政章を輪田荘に派遣して田地の検注を行わせるとともに、農民から徴収する年貢を段別四斗とすることを伝えさせた。帰洛した使者政章は、現地の状態について次のように報告している。輪田荘は応保以前に付近の七カ荘によって八十余町も押領され、さらに安芸前司能盛が平清盛の命で八部郡の七カ荘を検注して以後、小平野荘・井門荘・武庫荘（兵庫荘の誤りであろうか）・福原荘によって三十一町が押領されている。また荘内には小平野荘の加納田二町九段三百歩、兵庫荘の加納田畠二十一町二段があり、前者にあつては所当を国衙へ、加地子を小平野荘に納め、公事だけが輪田荘に納められ、後者にあつては、所当・公事ともに兵庫荘に納め、加地子だけが輪田荘に納められている。さらに段別四斗の年貢については、政章は荘官の反対にあつて決定できずに引揚げてきたといふのである。加納田というのは、小平野荘や兵庫荘の農民が輪田荘に出作していた耕地を小平野荘や兵庫荘の付属地として取りこんだもので、他荘を侵略する場合に使われる常套手段であつた。

この報告を受取つた九条家では事態の深刻さに驚き、在地の管理者である下司兼公文の源能信および田所の源種保に事情を問い合わせることにした。その結果建仁二年二月能信・種保連署の報告書が届いた。少し繁雑ではあるが、当時の輪田荘の実情を知るために、報告書の内容を記しておこう。²⁴⁾

(1) 輪田荘内の押領地について御不審を持たれるのは当然であるが、応保年間以前の押領地八十余町についてはかなり古いことなので、今の沙汰人はその事情を知らない。応保二年に能盛が一郡を検注して以後平家が一郡を知行していたが、平家滅亡の後は件の七カ荘はそれぞれ本所に返付された。輪田荘以外の六カ荘では毎年検注を行い、輪田荘の散在田畠で入り交つていゝものを押領していった。このことを度々九条家に訴えたが、九条家からはなんの沙汰もなく、また検注も行われないので押領されたままになり、年月が経ってしまった。そこで宣旨ならびに本

文書や能盛の作製した図帳にもとづいて付近の荘園のように糺明の沙汰をすべきである。今度もそのままにして処置を構じなければ、今後は輪田荘は段歩も残らないことになるだろうと、暗に九条家の管理の杜撰さに責任のあることをほのめかしている。

九条家からは重ねて譜代の荘官の身として応保以前の子細を知らないというのは納得がいけないとし、所帯の文書も定めて見ているだろうと能信らにただしたのに対し、能信らは譜代の荘官ではあるが、文書は源平合戦のときにすっかり紛失し、一郡の文書は一紙も残っていないと答えている。

(2) 小平野荘加納田について九条家としては、本来輪田荘の土地であるから輪田荘の農民と同じように公事と加地子を九条家に納めるべきであるのに、加地子を小平野荘に納めているのは不都合だというのだ。これに対し能信らは輪田荘として特別の処置もとらなかったで、小平野荘に押領されたまま年月が経ち、いまだに改まるに至っていないのだと答えている。

(3) 兵庫荘の加納田畠において所当が国衙でなく、兵庫荘に納められているのは、以前に国司と兵庫荘の預所とが親しい間柄であり、国司の諒解で国衙への所当が兵庫荘の預所に引き渡されたのが慣例となって、この加納田畠の所当も兵庫荘に徴納されているのである。輪田荘では加地子だけを徴収しているので、所当についてはどこに問合せてよいかわからないので、強いて調べてはつきりさせなかつたのだと答えている。

(4) 輪田荘のうち統松免五町だけは当初から国衙への所当官物を免除されていて、輪田荘に段別四斗の年貢を納めていたので、九条家としては全荘が不輸となれば、当然統松免の例にならって農民は段別四斗の年貢を納めるのがあたりまえだと考えていた。これについて能信らの言い分は、年貢の斗代は一荘の重大事である。統松免以外の田地については段別に国衙へは所当三斗、輪田荘へは加地子一斗を納めているが、所当三斗のうち二斗は粗悪米、一斗は官米、すなわち普通の年貢用の米で納めることになっている。粗悪米二斗は良質の米であれば一斗一升でよく、官米一斗は破木、すなわち榛の木三束で代用することになっている。従って所当は段別三斗といっても実際の負担は軽く、瘠せ地でも農民は耕作を続けることができたのである。いま不輸になったからといって、全部米で段別四斗を徴納されるようになれば、百姓は生活が苦しくなり、荘園荒廢のもととなるので、お考え頂きたい、と。さらに九条家が郡内七カ荘のうち、不輸の荘園の年貢斗代について調査し、適当な斗代を申出よう求めたのに対し、能信らは次のように答えている。兵庫荘は上田が三斗代、下田が二斗代であり、福原荘は上田が四斗一升、中田が三斗五升、下田は二斗五升で、田の等級によってそれぞれ違っている。輪田荘は尋常の田は方々から押領されてしまっているので、上田は三

斗、中田は二斗、下田は一斗五升ときめ、付近の莊園の例にならって毎年檢注使を下され、作毛の損否に応じて年貢を納めるようにしてもらえば有難い、と。

以上が下司兼公文能信らの答弁書であるが、能信らはこの答弁書の最後に福原荘からの侵略について述べている。それによると福原荘は本来輪田荘である浜を押領し、浜に往き來する輪田荘の莊民から津料を取り、迷惑している。また湊川から引いた用水路の第三井手は往古から輪田荘のものであったが、去年福原荘によって押領され、輪田荘の田地は水不足のために旱害をこうむった。これも年来九条家から特別の沙汰がないためにおきたことで、本文書や宣旨、能盛の凶帳などにもとづいてあちこちからの濫妨を停止し、糺明の沙汰をしてほしいと結んでいる。現地莊官の力だけでは他からの侵略を防ぎ切れないことを訴えている。

この結末がどうなったかは、それを語る史料がないのでわからないが、福原荘が輪田荘の浜を押領したということは注意をひく。川崎から和田岬にかけての海岸は輪田荘に属し、平清盛が兵庫島を築いて整備をはかった大輪田の泊もこの海岸にあった。当時の大輪田の泊の位置は明らかでないが、船の出入の多い輪田の浜を占拠して港を利用する人たちから津料を徴収すれば、その収益は少なくなかった筈であるから、福原荘はそこに眼をつけたのであろう。輪田荘としても福原荘の不法占拠に対して当然抗議したことと思われるが、それを伝える史料は残念ながら残っていない。しかし室町時代の史料によると、九条家領の輪田荘の浜は一条家領の福原荘の一部としてその中に取りこまれてしまったようである。福原荘の領家一条兼良は文明二年四月家領の福原荘を春日社および興福寺に造営料として寄進したが、興福寺大乘院の尋尊はその日記に「為寺門ハ近比之大慶也、其故ハ兵庫関所ハ当御領内也」と記して、福原荘の寄進を喜んでいる。兵庫島に置かれた関所が、「当御領」すなわち福原荘のなかにあるからだというのである。このころ兵庫関は南北両関があり、南関は興福寺が、北関は東大寺が領有していたのであるが、福原荘を寄進され、その管理をまかされた興福寺は、東大寺よりも優位に立つことができたであろう。また兼良の子一条冬良が福原荘を直務するため、文明十五年十二月福原荘に下向したとき、「嶋之百姓共」「陸之百姓共」が福原荘の直務を喜んで冬良のもとへお礼にきたことが尋尊の日記に見える。「嶋之百姓共」とはいまでもなく兵庫島の百姓であり、室町時代兵庫の津が福原荘に属していたことは間違いないといえる。

四

輪田荘は鎌倉時代の後期には東方と西方に分れて管理され、永仁のころ東方の預所は京極局、西方の預所は藤原良兼の妻であった。²⁰このころ輪田荘では預所のことを領家、九条家のことを本所とよんでいた。ところで西方では年貢の納入をめぐる領家と地頭の間で紛争がおこり、双方が六波羅探題に訴えた。その結果地頭請所にするということで永仁六年正月に和解が成立した。このときの地頭は佐久間兵衛太郎長盛の娘平氏女で、その代官つまり地頭代の橘義清（実は平氏女の夫）が提出した和与状によると、公用錢七十貫文を毎年二月中に京都に沙汰するというものであった。ただ大損亡のときは検見を行うという条件がついていた。²¹年貢が米でなく錢で納められているのは土地柄のせいであろう。

しかし地頭側はこの契約を忠実に履行しなかったようである。嘉元二年二月の六波羅下知状案によると、地頭代義清は西方雑掌から契約を守らず年貢錢を抑留していると訴えられている。六波羅探題の尋問に対し、地頭代は目下領家職つまり預所職をめぐる争いがおきているので、領家がきまりしだい年貢を納入すると返答し、年貢抑留の責任を領主側に転嫁している。そのうち西方雑掌が東方領家京極局の去状を得て子細を申出たので、六波羅は地頭代にさっそく年貢錢を西方雑掌に引き渡すよう命じている。²²

しかし地頭代は一向に納めなかったらしく、その後も西方雑掌の訴えが続き、六波羅探題から徳治元年六月地頭代義清に訊問すると、こんどは次のように答えている。輪田荘の年貢錢は熊野山先達の実証および日吉十禪師彼岸結衆らが請取る権利があると言ってきている。そこで西方雑掌に渡してよいかどうかお決め願いたい、と。六波羅探題では義清が熊野山先達や彼岸結衆らのことを口実にして年貢錢を抑留するのはけしからんとし、徳治二年三月再度年貢錢七十貫文を西方雑掌に納めるよう命じている。²³

こうした経緯があつてやと正和二年八月に、輪田荘西方の応長元年および正和元年兩年分の年貢錢が納入された。このときの年貢算用状によると、兩年分として地頭から納入されたのは七十五貫文にすぎなかった。²⁴その明細をみると、応長元年分、正和元年分ともに七貫五百文が、「号福原庄新押領分、地頭不弁之」とあつて、契約額七十貫から差引かれている。福原荘の侵略が依然として続いていることが知られる。そのうえさらに五十貫が「地頭申請損亡分」として控除されているのである。なおこの年貢算用状を仔細にみると、納入された七十五貫文のうちから、度々六波羅に訴えて六波羅の下知状をもらったときの奉行人への謝礼として四十五貫を支出し、本所つまり九条家に実際に入った年貢錢は

二年分で僅か三十貫文に過ぎなかった。³³³ 莊園の地頭請所が領主側の期待に反して余りあてにならないものであったことが窺われる。

地頭代の義清は妻の死後地頭となり、薬師寺次郎左衛門尉義清と名乗っているが、義清は輪田荘の田所七郎左衛門尉重清の子師重の所有する田所名のなかに地頭給を設定したり、また田所名からの加徴米徴収をめぐる師重と争いを起している。鎌倉幕府は両者の争いを裁定し、嘉元二年十月、地頭給田は地頭の白名のなかで設定すべきものであり、また田所名は地頭の加徴米を負担すべき建前から、もし師重が加徴米を納めた返抄を持っていないなら、当然支払うべきであると下知している。³³⁴

鎌倉幕府が滅亡して建武政府ができると、輪田荘の地頭には赤松範資がなった。範資は倒幕軍に加って大きな功績のあった赤松則村（円心）の子であり、鎌倉末期の嘉暦のころすでに摂津尼崎の長洲御厨の沙汰人として名をつらね、³³⁵ 摂津・播磨の海上交通に参与していたようである。そのため範資はかねてから交通の要地である輪田荘に食指を動かしていた。元弘三年七月、範資の輪田荘に対する濫妨を停止する旨の後醍醐天皇の綸旨が出されていることは、³³⁶ そのことを裏書きするものといえる。そして建武元年二月には輪田荘西方の地頭職を獲得し、前地頭の例にならって地頭請所の契約を結んでいる。契約によると年貢は毎年九十貫文とし、二月・五月・十月の三回に分けて三十貫文づつ進納するというものであった。³³⁷ さきの地頭薬師寺次郎左衛門尉義清のときに較べて二十貫文上乘せしているのは、地頭職を獲得するための方便であったのである。建武元年四月、輪田荘の雑掌は範資が本所の進止に属する田所職の田地ならびにさきの預所了儀の給田を押領して、年貢以下の得分を抑留していると訴え、範資を追放してその身を重科に処してほしいと要求している。³³⁸

雑掌の訴に対し、範資は地頭請所の契約は、田所職を含めて西方の所務職全般について行ったものであり、西方は地頭の一円進止に属すべきものであると抗弁し、雑掌の訴えを濫訴として却けられるよう主張している。³³⁹ 範資はその後建武四年八月に摂津国の守護に就任しているほどの実力者なので、九条家の主張はほとんど通らなかつたであろう。範資のあとその子阿波入道が輪田荘の代官となったが、年貢怠納が続くので、九条家では代官を更迭しようとした。ところが阿波入道は輪田荘を一円地頭の知行地だと主張し、その真偽を湯誓文によって決することを提唱した。九条家では「及湯誓文之条、先代未聞之次第、御政道之瑕瑾不可過之者歟」と歎いている。³⁴⁰ ねばり強く地頭請所の廢止を求める九条家の訴えに対し、幕府も遂に応永五年六月、將軍義持の御教書を下し、輪田荘の地頭請所を停止し、下地を雑掌に引渡すことを摂津国の守護細川満元に命じている。³⁴¹ しかし当時このような通達がなんら実効を伴わなかつたことはいうまでもない。

輪田荘西方は引き続き赤松氏の地頭請所となっていたが、文安元年二月赤松氏に代って摂津国の守護代である長塩備前入道宗永が代官職を引受けることになった。宗永の提出した請文によると、輪田荘西方代官として干水損にかかわらず、年貢百貫文を、二月・五月・七月・十月の四回に分けて進納し、そのほかに新宮御供として七百文を納めることを約束している。⁴⁴²ところが、ここに面倒な問題が持ち上ってきた。幕府が輪田荘西方を御料所、すなわち幕府の直轄領として接收したのである。その経緯は九条家の言分によると、西方代官であった赤松廷尉が兵庫の地頭をも兼ねていたため、幕府が兵庫を直轄領として召しあげた際に、兵庫の分に混同して一緒に接收してしまったというのである。⁴⁴³宗永は九条家からの年貢督促に対し、「公方御料所」になった以上、自分としては年貢を納めるわけにいかないと返事している。⁴⁴⁴輪田荘からの年貢が入らなくなった九条家では困惑し、長祿四年十二月、その返還を訴えて「于今不知行令迷惑、雖為厄弱之在所、為普代之旧領、況當時家門牢籠、失為方者也」と述べている。⁴⁴⁵しかし返還の要望はなかなか実現せず、文明五年十二月の九条政基家の雑掌の申状案には、管領であった細川勝元に度々申入れたが、上意を伺うと言うだけでいまだに返されないと歎いている。⁴⁴⁶さらに年記を欠く別の九条家雑掌申状案をみると、

号御料所、文安元年以来令不知行候了、家門窮困堪常篇上者、以恩口哀、如本被返付者、可為御善政之專一者也、但為御料所、可被返付之由申入条為無骨者、以代之地被仰付者、弥仰上裁之直道、可為家門之安堵口已矣

とあって、⁴⁴⁷輪田荘の返還が困難であれば、代替地を賜わりたいと願っている。しかし文明六年二月斎藤五郎元右が輪田荘西方の代官に任命され、元右の請文が提出されているので、⁴⁴⁸やっと返還がかなったとみえる。

最後に輪田荘東方について簡単に触れておこう。東方では本所と地頭との間で年貢をめぐる紛争を解決するために、嘉暦年間に下地中分の方法がとられた。⁴⁴⁹しかも本所方の一元支配になった地域についても、室町時代には直務でなく代官による年貢請負制が実施されていた。たとえば嘉吉二年五月代官となった生嶋左京亮則延の請文によれば、干水損にかかわらず、毎年年貢三十五貫文および新宮御供三百五十文を十月中に納入することを約束している。⁴⁵⁰

なお九条家では、代官任命に当って代官に融資を引受けさせていたことが知られ、当時経済的に困窮していた公家たちのしたたかな生き方が注意をひく。嘉吉のころ東方の代官を望んだ神栄寺元秀の一連の文書が九条家文書に収められている。それによると元秀が代官を希望したところ、五十貫文を用立てれば、前年の代官中尾次郎左衛門尉末俊からの借金を返済して地下を渡すという話であった。そこで彼は請文を出し、五

十貫を用立てて待機していたところ、先日手紙があつて、この在所は方々から希望者があるので重ねて用立をしなければ、別人に代官を申付けるといふことであつた。元秀としては凡そ不法懈怠がなければ代官職は召上げられないものと思つていた。御用立しなければ代官職を召上げるとは補任状にも書いてないし、また請文でもそのようなことは申上げていない。しかし御意に背き難くて重ねての御用立を承知したのに、先月の末に中山という者が代官職に任命されたといつて今月二日に地下へ立ち入つてゐるということだが、と、なんの連絡もなく別人を代官に任命した九条家の背信行為に憤懣をぶつつけている。恐らく中山が元秀よりも多額の融資を条件に代官に就任したのである。苦しい生活をなんとか生き抜いていこうとする当時の公家の姿をうかがわせる一齣である。

輪田荘について九条家に伝わる文書を中心に述べてきたのであるが、文明六年以後はその推移を示す文書が見当らない。恐らく戦国の混乱のなかで武士の押領にあい、九条家の知行から離れてしまつたためであろう。九条植通は天正二年五月十一日、子の兼孝にあてた書状のなかで、「為家門領興行、数十ヶ年雖励微力、一家之紹隆時未到哉」と、懸命の努力にも拘らず、所領の回復が思うにまかせないことを歎いてゐる。⁵² して天正二年五月の植通の譲状のなかには輪田荘の名はみえない。輪田荘が九条家の手から離れたことは、内閣文庫所蔵の「撰津国寺社本所領并奉公方知行等」と題する文書に

一 九条関白家領輪田荘 不知行

とあることによつても知られる。⁵⁴ この文書は記年を欠くが、その作成年代は文明四年から延徳三年までの間と推定され、室町幕府が撰津国の主要な寺社本所領の実態を知るために書さあげさせたものだといわれている。なおこの文書には一条家領の福原荘についても「福原庄年貢難滞⁵⁵」次当庄検断人足同公文職等不知行」として記されている。公家の荘園が戦国争乱のなかで同じような運命をたどつたことが知られる。

- 注
- | | | | |
|-----|-------------------------|------|---------------|
| (1) | 九条家文書二二三三〇号 | (7) | 落合重信「条里制」 |
| (2) | 九条家文書二二三三二号 | (8) | 落合重信前掲書 |
| (3) | 平安遺文第十卷補三二号 | (9) | 鎌倉遺文第三卷一四四八号 |
| (4) | 九条家文書二二三三一号の2 | (10) | 九条家文書二二三三五号の2 |
| (5) | 『神戸市史』別録一 | (11) | 九条家文書一一五号の1・2 |
| (6) | 天坊幸彦「西撰の条里」(『歴史地理』五五の五) | (12) | 九条家文書二二三三五号の2 |

撰津国輪田荘の一考察

撰津国輪田荘の一考察

- (13) 九条家文書二―三三二号
 (14) 吾妻鏡寿永三年四月六日の条
 (15) 吾妻鏡建久三年十二月十四日の条
 (16) 九条家文書一―五号の2
 (17) 平安遺文第十卷補三一号
 (18) 天坊幸彦「西撰の条里」〔『歴史地理』五五の五〕
 (19) 落合重信『条里制』
 (20) 長田神社文書
 (21) 若王子神社文書
 (22) 円蔵院文書
 (23) 九条家文書二―三三二号
 (24) 九条家文書二―三三二号
 (25) 春日神社文書六
 (26) 大乘院寺社雜事記文明二年四月十六日の条
 (27) 大乘院寺社雜事記文明十六年二月二十日の条
 (28) 九条家文書二―三三五号の5・6
 (29) 九条家文書二―三三五号の4
 (30) 九条家文書二―三三五号の6
 (31) 九条家文書二―三三五号の8
 (32) 九条家文書二―三三四号
 (33) 九条家文書二―三三四号
 (34) 九条家文書二―三四一号の8
- (35) 大覚寺文書
 (36) 九条家文書二―三四一号の2・3
 (37) 九条家文書二―三四二号
 (38) 九条家文書二―三四一号の1
 (39) 九条家文書二―三四二号
 (40) 九条家文書二―三四六号の1・3
 (41) 九条家文書二―三四八号
 (42) 九条家文書二―三五七号
 (43) 九条家文書二―三五八号・三六一号
 (44) 九条家文書二―三五八号
 (45) 九条家文書二―三五八号
 (46) 九条家文書二―三六一号
 (47) 九条家文書二―三六八号
 (48) 九条家文書二―三六二号
 (49) 九条家文書二―三四一号の9
 (50) 九条家文書二―三五四号
 (51) 九条家文書二―三五二号・三五三号・三六六号
 (52) 九条家文書一―三五号の4
 (53) 九条家文書一―三六号
 (54) 内閣文庫古文書
- 補注
 (1) 藤田幸男氏所蔵文書
 (2) 岩井鶴雄氏所蔵文書